

民生水道常任委員会

平成24年9月14日

葛城市議会

民生水道常任委員会

1. 開会及び閉会 平成24年9月14日（金） 午前9時30分 開会
午前11時37分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 吉村優子
副委員長 白石栄一
委員 川西茂一
" 寺田惣一
" 南 要
" 西川弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議員 辻村美智子
" 春木孝祐

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下和弥
副市長 杉岡富美雄
市民生活部長 生野吉秀
保険課長 中嶋卓也
" 補佐 脇田公典
環境課長 大谷 肇
" 補佐 井邑陽一
新庄クリーンセンター所長 増井良之
保健福祉部長 吉川光俊
子育て福祉課長 岡 幸子
" 補佐 中井孝明
長寿福祉課長 門口尚弘
健康増進課長 水原正義
" 補佐 松山神恵
上下水道部長 松浦住憲
下水道課長 青木若次

〃 主幹 西川良嗣

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	西川育子
書記	山岡晋

7. 付議調査案件

議第38号 葛城市保育所条例の一部を改正することについて

議第39号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて

議第41号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について

議第42号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

議第43号 平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

議第44号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件 當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について

開 会 午前9時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより民生水道常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日は民生水道常任委員会を開会いたしましたところ、委員の皆さま方におかれましては、公私何かとお忙しいところ、全員出席を賜りましてありがとうございます。

本日は、付託案件6件です。最後まで慎重に審議いただきますようお願いいたします。委員外議員の出席がございます。ご紹介いたします。春木議員、辻村議員です。一般傍聴の申し出が1名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を認めます。

(傍聴者入室)

吉村委員長 なお、発言されます場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されますようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第38号、葛城市保育所条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の吉川でございます。どうかよろしく願い申し上げます。

ただいま付託議案になっております議第38号葛城市保育所条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案条例改正の主な内容につきましては、葛城市立磐城第2保育所の定員120人を200人に改めるものでございます。また、地域主権改革一括法の施行に伴い、児童福祉法第45条で厚生労働大臣が定めた設備及び運営の最低基準とあるものを県条例で基準と定めると改正されたことに伴いまして、条項中の最低基準を基準に改めるものでございます。

条例内容の内容比較につきましては、改正文とあわせてお手元にお配りいただいております。新旧対照表に基づいて説明申し上げます。

この表につきましては、左側が旧で、右が新となっております。そして、アンダーライン、新の方で右の方が改正の事項でございます。どうかよろしく申し上げます。現在、2カ年の継続事業となっております磐城第2保育所の整備事業に伴いまして、第2条の保育所の名称、所在地及び定員の表でございますが、葛城市立磐城第2保育所の項中、定員120人を200人に改めるものでございます。また、先ほど申しましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、略して地域主権改革一括法

の施行によりまして、児童福祉法第45条で厚生労働大臣の定める保育室の一人あたりの面積基準や保育士の配置基準などを定める最低基準を県条例で基準を定めると改正されたことに伴いまして、第5条2項中でございますが、最低基準を県条例で基準を定めると改定されたことに伴い、基準と改めるものでございます。

次の2ページをお願い申し上げます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいまご説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 議第38号の葛城市保育所条例の一部を改正することについて、若干の質疑を行ってみたい、このように思います。

市立第2保育所の建替えが行われ、竣工及び新たな入所受付に当たって、条例第2条において定員を120から200人に改正をするということについて、まずお伺いをしたいと思います。建替えにあたり、磐城第2保育所の役割、あるいは規模等についてこの間、議論をしてきた経過があるわけでありまして、これらを踏まえてお伺いをしてみたいと思います。

磐城第2保育所の現在の保育人数、さらに今、新しい立派な第2保育所の園舎が市民の皆さんの目に映るようになってきて、第2保育所に対する期待が高まり、入所の問い合わせ等が来ているという状況を聞いております。これらの問い合わせの状況、入所の新年度の見込みも、どの程度考えておられるのかお伺いをしておきたいと思います。

同様に、磐城第1、當麻第1保育所についても現状の人数と、そして新年度に向けた保育の人数をどの程度予定しておられるのかご説明をまずお伺いをしたいと思います。

吉村委員長 吉川部長。

吉川保健福祉部長 ただいまの白石委員のご質問でございます。

現在の保育人数につきましては、磐城第2保育所につきましては、8月1日現在で定員が120に対して123人でございます。

そして、問い合わせでございますが、9月に募集するということが9月24日から28日が募集期間になっております。連日、非常に近鉄沿線ということで問い合わせが多数来ております。まして、磐城第2保育所が建築中ということで、預けて働きたいというようなニーズもございまして。そういうような関係で、まだ次年度の見込みにつきましては、9月末募集ということで、まだ人数は把握しておりませんが、現在の定員を大きく上回るような募集があらうかと思っております。

磐城第1と當麻第1でございますが、磐城第1保育所が定員90人に対して現在68人でございます。當麻第1につきましては、64人でございます。

以上でございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 吉川部長の方からご答弁をいただきました。

磐城第2保育所は、定数120に対して現在123人という状況であります。新たに立派な園舎が目にとまるようになり、若いお父さん、お母さん方がぜひ磐城第2保育所に入れたい、あるいは私もこの保育所に入れて働きたい、こういう問い合わせが殺到していると。殺到と言うたらあかん。だから、定員については120定員、今の定員に対しては大きく上回るだろうと。もちろん、28日までが期限になりますので、28日にならないとその様子がつかめないわけで、現状としてはこの答弁を受け入れておきたい、このように思います。一方、磐城第1と當麻第1保育所は、それぞれ定員が90人に対して、68人、64人ということで定員内の人数になっているということでもあります。

当初、定員200人規模の立派な施設を建設するんだということで、本委員会で議論になりました。それは当然、今、日本の社会的な状況というのは、少子高齢化が進む中で、葛城市の総合計画の将来人口が3万5,000人。この3万5,000人というのは、他の市町村の総合計画の将来人口からしたら、これは高い水準だと思っています。このように設定されているわけでありませけれども、やっぱり現状維持か、それより少なくなると。こんな中で、この間の議論の中で説明されていた内容を見てもみると、尺土駅前周辺整備事業によるその地域の開発によって人口増があるだろうと。当然、利便性が高まりますので、他の市町村からの利用者も増加するだろうと。あるいは、疋田や東室などからも入所者も増えてくるんじゃないかと、こういうことで80人増の200人にするということであったわけでもあります。

なかなか200人というのは、その根拠を示すのはなかなか難しいわけでもありますけれども、議論の中では磐城第2保育所が葛城市の保育の中心的な役割であると。民間も含めてそういう役割を担っていくと。当然、障がい児保育や病後児保育、一時保育等々、それだけではなくて子育てや保育の相談を受ける子育て支援センター的な役割も果たしていくんだと、こういう大きな構えを答弁の中でお伺いする中で、そういう役割を果たして多様な保育ニーズにこたえられる、そういう保育所であるならば、これはやっぱりつくってみようということになってきたわけで、そういう意味では規模だけではなくて、中身が問われるわけでありませし、今後どのように取り組んでいくかということが問われるわけで、そういう点で9月の決算議会もありますけれども、前部長の花井部長のそういう意気込みを受けて、吉川部長はどのような取り組みを考えておられるのか。磐城第2保育所の建替えに当たって議論されてきた、そういうものをどのように進めていこうとされているか、せつかくの委員会でありませるので、お伺いしておきたいと思います。

吉村委員長 吉川部長。

吉川保健福祉部長 ただいまのご質問でございますけれども、現在、一時預かり保育ということで、通常保育だけではなく、磐城第1保育所で行っております一時預かり保育、従来からの障がい児保育というものにつきましても、磐城第2保育所で充実を図っていきたいと思うわけでございます。当然、今までどおり延長保育というような特別保育もやっております。200人定員で、尺土駅前ということで予想されたということで、そういう形での子育ての保育サービスの拠点というものも、これからまず考えていきたいと思うわけでございます。

現在、磐城校区周辺におきましては、約150戸余りの住宅開発が予想されております。そ

ういうニーズに合わせまして、子育て支援につきましては、前回、平成22年9月のときの一般質問におきましても併用するという部分につきましては、若干そういうお母さん方の出入りのこととか、そういう子育て中の親子が利用しやすいようなセンター事業ということにつきまして、従来の健康増進課の中の健康福祉センターでやっております子育て支援センターというような形で数ある市内の拠点施設、文化会館とか、また今後、公民館、集会所、コミュニティセンターなどを利用したような身近なところでの子育て支援策にしていきたいというようなことも答弁でやっております。そんな形での身近なところの子育てサロンというようなことも考えていけると思うわけでございます。

それからまた、巡回相談員、心理療法士によるカウンセラー、それにつきましても充実させていきたいという思いでございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 ありがとうございます。立派な施設ができて、ほんとうに保育士さんを始め、関係者、葛城市の中心的な保育の役割を担う、子育ての役割を担うそういう意気に燃えているというように思います。そういう意味では、今、部長が答えられた取り組みはもちろんのこと、懸案になっている病後児保育とか、あるいはトワイライト保育とか、いろいろ新たな事業に挑戦をしていっていただきたい。そして、葛城市の子どもたち全てを対象にした、視野に入れたそういう事業を、ここを中心に進めていただきたい。全ての保育所を引っ張って行っていただきたい、このことを述べておきたいと思います。

次に、第5条第2項中、最低基準を基準に改める、こういうことになっております。その最低基準と基準との違いについて、先ほど部長も若干触れられましたけれども、また基準の解釈について説明を求めておきたいと思います。

吉村委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 おはようございます。子育て福祉課の岡です。よろしく申し上げます。

今のご質問ですが、これは地域主権一括法として国が全国一律に定められていた保育所の設備とか運営に関する基準について、都道府県の条例により地域の実情に応じた設定が可能になりました。今までは国がサービス水準の最低限度を平準化するため、守るべき最低の基準として定められていたものが、保育所の人員配置とか基準、居室面積基準については従うべき基準、また屋外遊技場、園庭の面積については参酌すべき基準となり、省令については、条例を制定するための基準として条例の制定主体は都道府県の条例により地域の実情に応じた設定が可能になりました。

従うべき基準というのは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、参酌すべき基準とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許されるものということになっております。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 課長の方からご答弁をいただきました。

これまでは、国において最低の基準という形で、この基準を最低にして、更に人員とか居室の面積とか、そういうものの条件を引き上げていきなさいという厚労大臣の答弁されたも

のがあるわけです。最低の基準ですから、それを上回るように目指していこうというのが、私は考え方だと思うわけです。基準と変えられたということではありますが、これはこの基準そのものが従うべき基準と言われました。また、参酌基準とも言われました。また、どうも見てみると標準というのものもあるみたいであります。3つぐらいに分けられて、この都道府県条例に制定され、それに基づいて市町村条例で明記をしていくということになっているわけで、課長が説明されたように、従うべき基準であったとしても、この地域の実情に応じて、また違う内容を定めることができるということになっているわけですね。

私ども葛城市の場合は、当然に定員に余裕があつて待機する児童がいないわけですから、もう全く問題はないわけでありまして、大阪とか東京とか大都市圏では、それこそ待機児童がたくさんいて、とつても対応できないという中で、国はそういう基準を、その地方自治体の条例において面積基準や保育士の配置基準を変えて、実情に合わせてできるということになっていて、一見よさそうに見えるわけでありまして、これは子どもたちにとってはよいことなのかどうかということが、やはりしっかりと考えなければならない一括法の制定だと思います。その点は、私どもはきちつとした、これまでの基準以上のことをやっていこうということで取り組んでいると思いますので、実際の改正の内容というのは、そういう地方の実情を反映して変えられるということであるけれども、それは、その最低の基準、いわゆる基準そのものを下回っても受け入れられるということが含まれているということをややはり認識をしておかなければならない。そのように思います。それが1点。それはそれでいいと思います。

あと1点。都道府県の条例の基準となる厚生労働省令というのがあると思うんですが、これは今までの最低基準と全く同じものなのか、ちょっと違っているものか、上回っているのか、あるいは下回っているのか、あるいは同じものなのか、この点、お伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

吉村委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡です。ただいまのご質問にお答えします。

今までと同じと聞いております。

白石副委員長 ありがとうございます。結構です。

吉村委員長 ほかに何かご質問。川西委員。

川西委員 磐城第2保育所がいよいよ近いうちに開園できるわけですが、この磐城第2保育所の周辺の交通安全対策についてお伺いしたいと思うんですが、園児の送り迎え等々もありますし、また北側には踏切がありまして、非常に交通が麻痺している状況のときも多々見受けられるんですけれども、その点で対策をどのようになさっているのか、お伺いしたいと思います。

吉村委員長 吉川部長。

吉川保健福祉部長 ただいま、川西委員の周辺の交通安全対策ということでございます。これにつきましては、保育所の方の周辺に歩道を接する面でございます、南北道路、それから東西という形で、もう歩道の部分を確保しております。また、駐車場におきまして、角地に、従来あった同じような位置に駐車場を確保しまして、非常に見通しのいいような環境にしております。

ます。そういうような状況でございます。

吉村委員長 川西委員。

川西委員 いずれにしても、事故があつてからでは遅いですので、十分にその辺を注意していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

吉村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よつて、議第38号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第39号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 おはようございます。市民生活部の生野でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程いただいております議第39号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書の18ページ、19ページをご覧になつていただきたいと思います。

第2次地域主権改革一括法によりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項が改正され、市町村が一般廃棄物を処理するために設置する一般廃棄物処理施設におかれる技術管理者の資格については、環境省令で定める基準を斟酌して、葛城市の条例で定めることになりました。一般廃棄物処理施設には、原則として技術管理者を置かなければならないため、一般廃棄物を処理するために一般廃棄物処理施設を市町村は必ず技術管理者の資格を定める条例を整備する必要があります。具体的には、葛城市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の2の1号から11号をつけ加え、技術管理者の資格を定めております。

なお、この条例は第2次地域主権改革一括法、付則第75条の規定によりまして、平成25年4月1日から施行となるものでございます。なお、この10条の2の1号から11号につきまして、技術管理者となるべく資格を取得できる内容を掲示させていただいております。この中で、6月議会に補正をお願いいたしまして、技術管理者になるべく講習会を1名、9月10日

から9月13日の4日間で受講をさせていただいております。なお、参考に、この1号から11号の中で、6号に該当する職員が、この月曜日から4日間受講いたしました。なお、試験等も昨日終わっております。ただ、合格者の発表につきましては1カ月後ということですので、この場をお借りして一緒に申しおきたいと思っております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 部長から説明をいただきました。議第39条、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、若干お伺いしておきたいと思っております。

部長の説明のように、既に先行して6月の定例会で技術管理者の養成をするための補正予算が上程され、可決をされております。改めて本9月定例会において、条例が制定をされるということに当たってお伺いしておきたいと思っております。

現状は、新庄クリーンセンターが葛城市全体の一般廃棄物、ごみの搬入処理をされているという状況で、1名の技術管理者が必要であろうということはわかりますし、また、新たに當麻のクリーンセンターが解体され、更新するということになれば、そちらでも当然、技術管理者が要ということになりますし、リサイクルセンターについても拡張されるということになります。

それで、6月の定例議会の委員会でも議論したところでありますけれども、便宜的に今、一般事務職の方が技術管理者としての講習を受けて、その資格を取得するというところでありますけれども、一般職そのものは、これから人事異動があつて、どこへ行って仕事をしなきゃならないかわからないわけですから、やはり技能職の方が基本的にこの技術管理者の資格を取得ということが求められるわけで、これについて當麻クリーンセンターを新たに操業されるこの状況になるに当たって、どのような養成、どれほどの人数を養成していくのか、お聞かせをいただいております。

吉村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 副委員長ご指摘のように、今現在は、昨日終わった職員につきましては一般事務職の職員でございます。当然、今後異動等も考えられるということでは思っております。新しく當麻クリーンセンターの開設までに、現場職員、技能職員について講習等を受けさせまして、資格を取得させたいという思いを持っております。それにつきましても、現場等の会議の中でこういう説明は6月議会までにはしております。その中で、まず希望も募ったような経緯もございます。その中で、希望している職員もおりますので、まずは新庄クリーンから1名、當麻クリーンから1名の2名を来年度予算計上させていただきまして、技術管理者の資格を取っていきたく思っております。

なお、先ほど来ご指摘のように、当然、リサイクルセンター等もございまして、そういう関係の技術管理者等も今後必要になってきますので、また次の平成26年度にもそういう関係で技術管理者になってもらうべく講習を予算計上させていただいて、受けさせていきたい

と思っております。

なお、今回のケースですと、6号の関係で、高等学校で衛生工学等の受講をしとったわけでもございましたので4日間でしたけども、一応、来年度からは10日間コースになろうかと思っております。その中で、まだ場所等も決まっておきませんので、新年度にはその関係の旅費と、当然受講費用のお願いをすべくと思っております。なお、人員につきましても講習等で人員が必ず減りますので、それにつきましても十分現場と協議いたしまして、収集に支障のないような体制を取っていきたくと思っております。

以上でございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 生野部長の方から具体的な内容についてお伺いをしました。

この技術管理者の設置ということで、主権一括法の制定においてやられてきたわけでありましてけれども、根本的なところでちょっと聞いておきたいんですけども、この技術管理者の役割、責務、そしてその職務を怠ることになった場合の罰則等があるのかどうか、この点、どういう内容になっているのか、改めてここで条例が提案されるということでお伺いをおきたいと思っております。

吉村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 返答が遅れまして、申しわけございません。

これにつきましては、廃棄物の適正処理を推進するためという目的が大きくなっておりまして、当然、技術管理者を置いて適切に処理するのが目的でございますが、技術管理者が欠けたといっても罰則等の規定は現在ございません。

以上でございます。

吉村委員長 ほかに。

寺田委員。

寺田委員 ちょっとそれに関連して質問させていただきたいと思っております。

民間でもそういう話が出ていますので、それはようわかりますけど、要するに、一般職の方が受けられておられるのが1名。今、白石副委員長がおっしゃったように、人員派遣やら異動させんならんと。その場合に難儀なことが起こる、その人に負担がかかります。来年度は2人やせませすというではなしに、3人ぐらい一括して持たせて、それで余裕を持った方針にしてほしいというのが私の願いですわ。

といいますのは、介護保険でケアマネージャーも始めそうなんです。ケアマネージャーの資格は講習に行ったらすぐもらえました。おそらく今も多分そうやと思っております。ケアマネージャーも民間から受けたら厳しかったんですけど、公から受けた人はほとんど通られましたわ。ケアマネージャーの場合ですよ。そやから、講習に行けたらほとんど通ると思っております、初めやから。年々厳しくなってくると予想されるので、早いうちに若い子に受けさせて、将来的に安定させるためにそういう形づけをきちっとしてほしいなど。そういうことをお願いいたしますわ。いけますか。人的に受けられますかと聞いているわけです。

吉村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 ただいまご提言いただいた件でございますが、寺田委員がおっしゃるように、1人でも多くの者が資格を持つということは意義があると思います。ただ、その中で来年度等の計画等もございまして、とりあえず1名と1名と計画いたしておりますが、現場等とも調整いたしまして、再度検討はさせていただくということで、今回はお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

吉村委員長 寺田委員。

寺田委員 できるだけいろんな方に受けさせていただいて、多岐にわたるようお願いしたいと思います。

以上です。

吉村委員長 よろしいですか。副委員長。

白石副委員長 生野部長の方からご答弁をいただいたわけであります。

技術管理者そのものの役割、責務というのは、これは当然、地方自治体として一般廃棄物を適正に処理する、その責務があるわけで、その責任というか現場に管理者を置いて、更に細かく適正処理の責務を果たしていくということなのかなあと思うんですけども、あまりそういう具体的な、こういうことに配慮して、注意してやらなきゃならないとか、こういう役割を果たしなさいというものがないみたいで、別に配置をしていなくても罰則規定もないということで。別に罰則規定なんて必要じゃないと思うけども、やはり置かなければならないということであれば、やっぱりきちっと置く必要があると思いますので、これはもう寺田委員が言うように遺憾のないように配置をしていただきたいと思います。

以上であります。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第39号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第41号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 それでは、ただいま議題となりました議第41号の平成24年度葛城市一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。お手元の補正予算書の1ページをお願い申し上げます。

平成24年度葛城市の一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,156万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億7,813万4,000円とするものでございます。

それでは、本委員会に分割付託となりました補正予算中の関係部分につきまして、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。9ページをお願い申し上げます。

それでは、保健福祉部に係る歳出から説明させていただきます。3款民生費、1目の児童福祉費におきましては、実績による超過交付額の返還金でございまして、母子生活支援措置費、国庫負担金返還金で3,000円、同じく県負担金返還金で2,000円でございます。

同じく2目の児童福祉費で、児童措置費では子供手当国庫負担金返還金で18万5,000円、同じく県負担金返還金で1万9,000円、合わせて20万4,000円の返還金でございます。

3目の保育所費におきましては、内訳といたしまして、保健師2人の賃金で、370万9,000円の追加、次めくっていただきまして、修繕費で40万円の追加、設備等保守点検委託料で11万円の追加、原材料費で5万円の追加でございます。以上、合わせて447万8,000円の追加でございます。

次に4款衛生費、2目の予防費でございます。予防接種法の改正によりまして、ポリオの予防接種が生ワクチンから副反応の恐れがない不活化ワクチンに移行になったことに伴い、それと11月からの4種混合ワクチンへの対応をさせていただくものでございます。臨時雇用賃金で16万8,000円、予防接種医師謝礼で45万5,000円、消耗品費8,000円、医薬材料費で561万7,000円、通信運搬費8万3,000円、そして不活化ポリオ予防接種委託料301万2,000円、BCG予防接種委託料で85万8,000円、4種混合予防接種委託料の416万円、そして予防接種二次医療機関等接種負担金199万3,000円、合わせまして1,635万4,000円の追加となるものでございます。

4目の健康づくり推進事業費におきましては、報償費で健康増進計画推進協議会委員報償費の16万8,000円の追加、講師謝礼では26万7,000円の減額、きらり葛城21健康生活調査委託料で128万8,000円の減額でございます。これは、健康増進計画の策定に係る国保特別会計の費用按分に伴うものでございます。以上、合わせて138万7,000円の減額でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。戻っていただきまして、7ページをお願い申し上げます。

それでは、保健福祉部にかかわる歳入でございます。13款国庫支出金、民生費、1目の民生費国庫補助金でございます。在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金で、276万6,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、8ページでございます。19款諸収入、4目の雑入におきましては、長寿社会づくりソフト事業交付金で477万4,000円の減額でございます。

以上でございます。

それでは、次の生野部長、よろしく申し上げます。

吉村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部におけるものにつきまして、ご説明いたします。事項別明細書の11ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費でございます。委託料の38万2,000円の減額でございます。内訳を申し上げます。清掃委託料246万8,000円。これにつきましては、ガス冷却室の清掃委託料でございます。次に、焼却残灰等運搬処分委託料の285万円の減額でございます。これにつきましては、契約差金でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料でございます。行政財産使用料105万円、これにつきましては公用車の使用料でございます。35万円の3台分、105万円を計上いたしております。

次に、14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金でございます。総務費県補助金、活力あふれる市町村応援補助金でございます。この310万1,000円のうち、170万1,000円でございます。これにつきましては、おひさま堆肥事業等につきまして、255万2,000円の3分の2ということで、170万1,000円の入でございます。

次に、8ページをお願いいたします。19款諸収入、3項雑入、4目雑入でございます。これにつきましては、日本容器包装リサイクル協会拠出金23万4,000円でございます。これにつきましては、平成24年3月分のペットボトル4,620キログラム分の売却代金でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 ただいま説明がありました議第41号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について、所管の部分について質疑を行ってまいりたいと思います。

まず、事項別明細書の10ページの4款衛生費、予防費であります。部長の説明のように、9月1日からポリオのワクチンから不活化のポリオワクチンに移行になったということから、4種混合等の実施、あるいは個別接種への移行等にかかわって大幅な増額補正がされているわけでありまして、賃金でそれぞれ比較してみますと、16万8,000円増額になっております。報償費で45万5,000円。需用費、これは医薬材料費でありますけれども、不活化ポリオワクチンが入ってきて、このワクチンの費用が非常に大きな比重を占めるわけでありまして。それによって、561万7,000円も増額ということになっておりますし、また、この委託料では市内の医療機関での個別接種ということを勧めますので、そのことによって800万円を超える予算措置がされているわけでありまして、また当然、市外での接種についても対応するということで、200万円弱の増額補正がされております。

この点の増額の主な内容、原因等について、概要でいいですから、ご説明をいただきたいと思っております。

吉村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 おはようございます。健康増進課の水原です。

先ほど、白石委員からありました今回の補正に対する全体的な増額の概要でございます。今年7月31日に予防接種法の改正によりまして、9月1日から現在の生ポリオから不活化に変わりました。その不活化ポリオについては今後、今年11月1日より3種混合に不活化を加え、4種混合ワクチンという形で予防接種が始まります。

それによって、今現在、予防接種につきましては、集団接種という形でBCG、3種混合、それぞれやっております。全体的に子どもの接種につきましては、2カ月または3カ月から予防接種を大量に接種しなければなりません。その中で、固定的な集団接種がありますと、そのときに体調不良とか家族の都合で接種を受けられないとかいう形で、各個人の予防接種日が異なる、または接種を受けられないためにずれてしまうという形で、2カ月、3カ月、6カ月以内に2回、3回という形で多量の接種をするために、受けられない子どもが増えてまいっております。そのためにも、今、不活化ポリオに変わる、また4種混合に変わるという中で、またBCGがあるということで、全体的に個別化を進めていこうという形でかかりつけの医師、また個人のスケジュール管理をやっていただくということでございます。

賃金の16万8,000円に対しましては、9月から予定をしております生ポリオワクチンの看護師の賃金、3種混合の賃金、BCGに来ていただくための看護師の賃金の減に対しまして、不活化ポリオにつきましては、今現在は3回接種しなさいと、今4回目は国の方でしなければならぬか、なるかならないかまだ決まっておりますので、来年度または今年度末になれば決まるかと思っております。その3回接種につきましては、26万4,000円の増となって、差し引き16万8,000円の増の計上をさせていただきます。

報償費につきましては、9月から、10月以降の生ポリオの接種者が減ってきますので、それに対して、医師が3人体制で今まではやっておりました。その分を2人体制にするために、10月以降の集団接種の減といたしまして、生ポリオ、医師が12人減、3種混合につきましては6人減、BCGにつきましては8人減をさせていただいております。9月以降、不活化ポリオに対しまして、10月の集団接種、13回見込んでおります。その医師が39名、3種混合、BCGにつきましては個別接種という形で対応させていただいて、不活化ポリオにかかる医師が136万5,000円で、差し引き45万5,000円の増となります。

需用費につきましては、ワクチン代で不活化ポリオ、今年度につきましては11月までは集団でいく予定をしております、延べ1,176人分で672万9,660円の費用、また消毒剤、消耗品の郵送のための予診票の紙代を含めまして、消耗品8,000円、医師材料費561万7,000円を計上させていただいております。

役務費につきましては、不活化ポリオにかわる郵送料といたしまして、8万3,000円を見込んでおります。

委託料につきましては、市内で、個別でどうしても不活化ポリオ、また他の予防接種と同時に受けたいという方を延べ270人、4種混合ワクチンにつきましては320人、BCGにつきましては100人、合計803万円を計上させていただいております。

負担金補助及び交付金につきましては、市外で受けられる不活化ポリオ、4種混合、BC

G、不活化ポリオにつきましては70人、4種混合につきましては80人、BCGにつきましては20人、計199万3,000円の計上をさせていただいております。

以上でございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 詳細にご説明をいただき、よくわかりました。

やはり、ポリオによる障がいの発生という形で、この間、保護者の方々はこの不活化のワクチンが出るのを待っていたという形で、これももう既に9月1日からご案内をさせていただいて、また対応もされているということでもありますけれども。それは、当然のこととして、不活化ポリオワクチンはどのぐらいするんでしょうか。薬剤費が非常に高くなっていると思うんですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

吉村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 不活化ポリオワクチンの単価でございます。ワクチン代単体の1回の接種のワクチン代だけで5,450円、消費税をかけて5,722円かかります。集団接種につきましては、1本当たり5,722円で接種させていただいて、あと集団接種に来られる看護師、医師謝礼を払わせていただきます。個別につきましては、それプラス診察料とかいろいろな事務費を入れて、1万1,500円ほどの委託料となります。

以上でございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 ほんとうに安全で安心して接種が受けられるという点では、大いに歓迎をし、やはり漏れなく接種をしていただくということが、これは当然、必要なことでありますし、進めていただきたい。そういう意味では、個別接種を含めて対応されていると理解をしているわけでもありますけれども、当然、個別接種によって、これは医師の診察料等が増嵩するということになりますので、費用としては当然、地方自治体の負担が大きくなるわけでもあります。これらの財源については、当然、平成24年度については地方自治体で負担をしなければならぬということになると思うんですけれども、平成25年度からは国はこの法改正によって、どのような財政措置をされようとしているのか、この点、把握されておられるか、おわかりでしたらご答弁をいただきたい、このように思います。

吉村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。

財政措置につきましては、国が任意から定期的という形で、また不活化につきましては生から不活化にという形で、財源が全国、各都道府県、市町村、財源が自己負担という形でかかっているということで、国がその財源措置をどうしたらいいかという中で、これからの課題にどういうふうに対応するかというのは、国が考えておることだけしか、ちょっと私の方はわかっておりません。今後また、国の進め方によって、理事者、また委員長なりと報告させていただこうとは思っております。

以上でございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 私も財政当局の方にいろいろ確認をしてみましたけれども、方向性についてはまだわからない。多分、今の国の方向からすれば、国庫補助金という形での対応ではなくて、地方交付税でその措置をすると、こういうことになるのではないかとということでありました。その点は、議論のあるところでもありますけれども、これは私どもとしてどうしようもないわけで、国に求めていくしかないわけです。

そこで、次にお伺いいたします。これから、短期間に不活化ポリオから、BCGから各種予防接種を実施しなければなりません。方針としては、集団から個別にやはり移行していくということでもあります。集団でしたら、非常に当局というか、健康福祉センターでは把握をしやすいように思うんですが、個別になるとそれぞれの保護者の方々、先ほど課長がご答弁されたように、子どもたちの体調や家族の都合によって、集団接種で受けられないケースが出ますけれども、そういうことから個別ということになったわけですが、どのようにして接種漏れを把握し、どのような予防接種の限られた期間の中で接種を行えるように保護者の皆さんに通知され把握し、さらに接種の勧奨をしていくということをお考えか、その点をご答弁いただきたい、ご説明いただきたいと思います。

吉村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 先ほど、白石委員からもありました接種についての勧奨、確認等につきましてですが、今現在、4月から生後2カ月の保護者に通知をさせていただいて、生後3カ月から始まる予防接種とか、4カ月健診、10カ月、2半、3半の乳幼児健康診断のそれぞれの流れ、また予診票とか説明資料とか一連の流れをもって、直々説明会をさせていただいております。来ていない方につきましては、個々に電話連絡、また出られないという形につきましては、訪問させていただいて、100%の方に説明をさせていただいております。

また、医療機関につきましては、個別接種になれば、こういう形になりますとか、医師についてかかりつけで来られている子どもについてのスケジュール管理をきちっとやってくださいということも説明をさせていただいております。

それで、集団接種から個別接種につきまして、いろんな形で今までから接種率が下がるといような形ではございません。接種、未接種の方につきましては接種をされた医療機関から、こちらの方に通知がありますので、個々の個人情報として、うちの方で入力させていただいております。その中で、今も同様でございますが、未接種の方につきましては、その個人情報を収集いたしまして、未接種の方に勧奨、通知、または特別な子どもにつきましては個人的に電話して通知をしたりという形で勧奨させていただいております。その件につきましても、今後、医師からの報告を入力させていただいて、逐次、入力のない未接種の方につきましては個々に勧奨通知または電話連絡をさせていただいて、受診率を上げるようという形で行ってまいりたいと思います。

以上です。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 水原課長の方から詳細に接種漏れのないように、やはり把握をしていくと、そして保護者に徹底をし、勧奨していくということでの説明をいただきました。

とにかく限られた期間の中で、多種の予防接種をしなければなりません。これは、両手両足にしていけないかんみたいな、そんな状況になるわけで。とにかく健康福祉センターが中心になって、法改正後、この事業が遺憾のないように進めていただきたい、このことを強く求めて質疑を終わっておきたいと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

ほかの部分はよろしいですか。

副委員長。

白石副委員長 事項別明細書の10ページの健康づくり推進事業費。このきらり葛城21健康生活調査委託料減額の128万8,000円、並びに歳入の事項別明細書の8ページ、19節諸収入の雑入の長寿社会づくりソフト事業費交付金、これが477万4,000円、これは当初予算からすると皆減になっているわけでありますけれども、いわばきらり葛城21の事業の財源として予定をしていたものが、結局皆減ということになったということの理由と、これは当然やらないかん仕事ですから、どのような事前の財源措置をされたのか、この点をお伺いしておきたいと思ます。

吉村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 白石委員からの質問でございます。

収入と財源措置についてでございます。当初、長寿社会づくりソフト事業交付金がありまして、県の方とも中身を詰めながらやってまいりました。ですが、3月の中旬以降になります。県の方から申請が多く、採択のレベルではあったが、都道府県にこの事業として、1事業しか採択ができないという通知がありまして、県と詰めておった中で、この通知があったということで、県の方にも問い合わせした結果、どうしてもちょっと申しわけないというお答えでございました。

それについて、減が477万4,000円、きらり葛城21の計画に対する財源でございます。それで、その中で財源がなくなって、次にどういう財源かということで、理事者ともご相談させていただきながら、国保の中で県の特例調整交付金というのがございまして、それにつきましては食育だけの計画、また人口の国保の加入率の分だけという形で、中の補助金ということになってきております。食育に対しましては、全体的な健康づくりの中で食育もみな入ってきますので、全事業としての補助金対象という477万4,000円に対しまして、補助金対象額となるわけでございますが、葛城市の国保の加入率の分だけが10分の10の補助金が入ってくるという県の調整交付金でございます。それに対しまして、報償費、当初33万円計上させていただきましたが、その中できらり葛城21の報償費24万円、講師謝礼9万円と2つに明細で明記させていただいております。その24万円の30%、7万2,000円、講師謝礼9万円の30%、2万7,000円が国保の方に振りかえでさせていただいて、マイナスになります。それで、委託料につきましては429万4,500円、今、事業執行中で落札額ではございますが、429万4,500円の30%、128万8,350円になりますが、それが国保の方に振りかえる形で、委託料につきましては128万8,000円のマイナスとなっております。

以上でございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 残念なことでありますけれども、長寿社会づくりソフト事業交付金、これが採択にならなかったという形で、国保の特別調整交付金、特調交付金によって加入率に応じて補助していただくということにしたということでもあります。当然、県との協議の中で、これは財源として確保できるものという形で予算化された、これはもう仕方のないことでありますけれども、残念としか言いようがないのかどうかというのは別にして、財源措置としては新たに国保からということは、そういうこともできるんだなということで新たに認識をしたわけがあります。ありがとうございました。

吉村委員長 よろしいですか。ほかに何か。

副委員長。

白石副委員長 そしたら、あと1点だけ。事項別明細書の11ページ、4款の衛生費、塵芥処理費について、清掃委託料が246万8,000円計上されております。これは、部長の説明では新庄クリーンセンターのガス冷却棟の機能低下に伴う修理というか、改修をして機能の回復を図ると、こういうことであります。当初は、年1回という形で予定をされていたわけですが、当然に葛城市全体のごみを受け入れて焼却するということでありますので、やはり機器に対する負荷が高まり、当然こういうケースが出てくるだろうと思うわけです。

その使途としては、承知をいたしました。この10日間、大和高田市なり、他の自治体でごみを処理していただくということになると思うんですけど、ピットそのもの、そんなもん10日間もてへんもん。これに対する財源は当然、当初から見込んであるわけでありまして、変更していくという必要が今後出てくるのではないかと思いますけれども、そちらの方の措置はされないのかどうかお伺いしておきたいと思えます。

吉村委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井です。どうぞ、よろしく申し上げます。

ただいまの白石委員のご質問ですが、今、提案させていただきました清掃委託料につきましては、従前からガス冷却棟の清掃ということで、内部清掃を年1回実施いたしておりました。これにつきましては、やはり24時間運転を行ってから約9カ月、まもなく1年になるわけでございますが、例年2月にガス冷の清掃を行っております。それから4カ月ほどたった中において、特にガス冷却棟の下部について非常にクリンカの付着、並びに灰の付着が多量にあります。それに伴ってやはり内壁の落下等を未然に防ぐためにも、できたらやはり業者の方も2回の清掃を行うのが好ましいのではないかとということで、今回補正させていただきました分につきましては、ガス冷却棟全部ではなしに、下部の部分の約半分ぐらいの部分の清掃部分を追加させていただいております。年間予算の中で、当初予算には661万5,000円を冷却棟全体の清掃費としてみておりますが、それに追加分といたしまして、今般の半分ぐらいの部分をまず清掃を行いたいと。

ご指摘のように、工事期間中に一緒に定期補修と合わせて、この清掃も行っていきます。

2週間ほどの補修期間の中で、一緒に行います。その間、当然ピットには全てのごみは貯められませんので、大和高田市の方をお願いを今いたしております。この間に、大体2週間で約100トンぐらいの量を大和高田市の方で、1日15トンから20トンぐらいの量をお願いさせていただいて、先般お願いをしに行ったところでございます。

以上でございます。

白石副委員長 予算は大丈夫なんですか。

増井新庄クリーンセンター所長 予算につきましては、その分をみておりますので、大丈夫でございます。

白石副委員長 新たに増えた分も賄えるわけやな。

増井新庄クリーンセンター所長 はい。一緒にみています。

白石副委員長 以上です。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第41号の関係部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時00分

吉村委員長 再開いたします。

議第42号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 ただいまご提案いただいております議第42号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,162万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,462万9,000円とするものであります。

事項別明細書の5ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者

支援金等、1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金、26万8,000円、後期高齢者支援金でございます。

続きまして、8款保険事業費、2項保険事業費、2目保険事業費、報償費9万9,000円、健康増進計画推進委員報償費7万2,000円、講師謝礼2万7,000円であります。

続きまして、委託料128万8,000円、きらり葛城21健康生活調査委託料128万8,000円でございます。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料、2,997万4,000円。療養給付費等負担金返還金でございます。

続きまして、歳入でございます。4ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分、8万5,000円。現年度分負担金でございます。3目特定健康診査等負担金、2節過年度分、12万2,000円。過年度分負担金でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節財政調整交付金、2万4,000円。普通調整交付金でございます。

続きまして、6款県支出金、1項県負担金、2目特定健康診査等負担金、2節過年度分、12万2,000円。過年度分負担金でございます。

続きまして、6款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金、1節県財政調整交付金、140万8,000円。県普通調整交付金、2万1,000円。県特別調整交付金、138万7,000円。10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金2,986万8,000円。

以上でございます。ご審議、よろしくをお願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 質疑ということではありませんが、確認だけです。

先ほどの一般会計補正予算のきらり葛城21健康生活調査委託料、調査ですね。その不採択になった財源の一部が、保険事業という形で138万7,000円。歳入では、県支出金ということで、県特別調整交付金、138万7,000円ということになっていると、こういう内容ですね。それで、間違いないですね。ありがとうございます。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第42号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第43号、平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 それでは、ただいま議題となりました議第43号、平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。お手元の補正予算書の1ページをお開き願います。

平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の補正でございますが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,826万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,196万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の事項別明細書で歳出から説明させていただきます。5ページをお願い申し上げます。

歳出でございます。4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金でございます。328万4,000円の追加となるものでございます。

次に、6款諸支出金、2目の償還金で、1,498万1,000円の追加となるものでございます。その内訳は、国庫返還金で842万円と県費返還金の598万1,000円、支払基金返還金で57万7,000円ということでございます。合わせて1,498万1,000円となるものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。戻っていただきまして、4ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。4款支払基金交付金では、1目の介護給付費交付金で285万8,000円の追加でございます。過年度分でございます。

次に、8款繰越金、1目の繰越金では、1,540万7,000円の追加でございます。前年度繰越金でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 ただいま部長から説明がありました議第43号の葛城市介護保険特別会計補正予算の議決について、1点だけお伺いをしておきたいと思っております。

事項別明細書の5ページ、歳出の4款基金積立金が328万4,000円積み立てられることになっておりますが、その介護給付費準備基金積立金の現在高、どの程度になったかご説明いただきたいと思っております。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの白石委員の質問でございますが、基金残高でございます。5月に積み立てまし

た利息分も含めまして、その戻入後、基金残高は1億6,163万395円ということでございます。
以上です。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 これはまた増えたんかいな。決算によって。この度のは328万4,000円やけども、実際に第5次の計画で繰り入れたときの残高は幾らでしたか。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 328万4,000円の積み立てなんですけども、これは平成23年度、800万円の基金を取り崩しました。決算において精算いたしました結果、余剰分が出てきましたのが、328万3,373円でございます、この分を基金の方に戻すということでございます。

白石副委員長 わかりました。また、決算で。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第43号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第43号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第44号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松浦部長。

松浦上下水道部長 上下水道部の松浦でございます。どうか、よろしく申し上げます。

ただいま上程いただきました議第44号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,483万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億883万7,000円とするものです。

それでは、歳出予算から説明をさせていただきますので、事項別明細書の5ページをお開きください。2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では、緊急雇用創出事業に伴う公共汚水柵の調査点検業務委託料として1,483万7,000円を追加補正するものです。

続きまして、4ページをお開き下さい。歳入予算について説明をさせていただきます。6款県支出金、1項県補助金、1目下水道費県補助金では、歳出に充当する緊急雇用創出事業

補助金1,483万7,000円を追加補正するものです。

以上で、補正予算の説明を終わりますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 議第44号の葛城市下水道事業特別会計補正予算の議決について、若干お伺いをしておきたいと思います。

事項別明細書の5ページ、歳出の下水道建設費、これしかないんですけども、公共汚水柵調査点検業務委託料1,483万7,000円。これは、部長の方から説明がありましたけれども、緊急雇用創出事業という形で、平成23年度もやられたと思うわけでありましてけれども、この委託の事業がこの9月定例議会に提案されるということになった経緯について、まずご説明をいただきたいと思います。

吉村委員長 青木課長。

青木下水道課長 ただいま白石委員の質問の件でございますが、今回9月議会で上げた件につきましては、昨年の事業につきまして工期が一応3月末でありました。その中で、調査済み件数をその時点では把握できませんでした。残調査分につきましては、当初予算に反映できなかった分で、補正なりにて一応対応を検討しておりましたが、今回、緊急雇用創出事業を活用することができたため、今回補正にて対応させていただきました。

以上でございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 そしたら、平成23年度の事業でどの程度、実際に調査できて、残事業がどれほどあるのか、この点についてお伺いしておきたいというのと、緊急雇用創出事業でこれをやられるわけでありまして、当然、この事業は団体等に委託をして行う業務ということなんですけれども、雇用創出という点で具体的にどのような雇用を生み出しているのかということが、なかなか把握しにくい部分があるんですけども、その点、当然報告があればどういうものが新たに雇用につながっているというのがわかると思うんですが、今、予測できるようなところはありますか。

吉村委員長 青木課長。

青木下水道課長 下水道課の青木です。ただいまの白石委員の質問の件でございますが、平成23年度、公共柵の調査業務委託の実績といたしましては、汚水柵全体件数としましては1万2,728件、そのうち、実施済み件数にいたしましては9,983件。残り件数、2,745件につきましては、留守等で調査できませんでした。その分につきましては、今の平成24年度ということで補正を上げさせてもらった件数として、2,745件分の調査を上げさせていただいております。

それと、緊急雇用の内容でございますが、一応、新規採用の予定としましては、5人を予定しております。全体的な人数といたしましては、8人を予定しておりますが、そのうち新規が一応5人ということで今のところ予定させていただいております。

以上です。

白石副委員長 わかりました。

吉村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。川西委員。

川西委員 今回の点検の件なんですけども、たまたま私が家にいるときに来てくれはりまして、見てくれはったんですけども、何か後でまた市の方から悪いところ直しますよということにだったんですけども、どういった点検なんですかね。

吉村委員長 青木課長。

青木下水道課長 ただいま川西委員の質問の件でございますが、一応、宅柵の事業内容といたしまして、下水道施設の維持管理を適正に行うための基礎資料とするために、下水道汚水柵の点検を行って、その中で構造規格、寸法等の調査、健全度のランク調査、設置状況写真、宅内排水設備との接続状況調査、あと開閉状況、破損の有無等を調査しております。調査した中で、宅柵の中に根とか入っている場合につきましては、職員の方で後日、家庭を訪問させていただいた中で処理させていただいております。

以上です。

吉村委員長 川西委員。

川西委員 今、課長からご説明がありましたように、私のともふたを開けはって、何か根がいつぱい生えているとあって、写真を撮りはったんです。それから、来てはらへんという状況なんですけども、その辺のあれはどうなんですか。

吉村委員長 青木課長。

青木下水道課長 ちょっと数が多いですので、随時、職員の方で緊急度の高いところから処理させていただいておりますので、また回っていきますのでよろしく願いいたします。

以上です。

川西委員 結構です。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第44号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第44号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。現在、本委員会では當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について審査いただいているところで

ございますが、本日は事業の進捗等について理事者側からの報告事項は特にないとのこと
でございますので、委員の方から何かございましたらお願いしたいと思っております。

寺田委員。

寺田委員 この議案がなかったと思って、委員長、入れていただいてありがとうございます。私が
声を大にして言いたいのは、1年半ぐらい前からシミュレーションを出せと、當麻と新庄で
合併する、あるいはし尿処理がなくなっていく、そういうことに関しまして人材のやり方、
あるいは配送の仕方、あるいは車の配備の仕方、いろいろあると思いますわ。おそらく来年
度中にはきっちりせんなんと。それに今、何にも出てこんと。しかし、これは担当者のご意
見が聞きたい。何で遅れて、何で出されへんのか。途中経過でちょっとでも出していたか
んと、我々、判断材料が全然ないわけですわ。私は持っていますよ、いろいろと。情報も収
集しています。そやけど、それはここでは言えません。そやから、はっきり言いまして、担
当者の方から當麻も新庄も所長さんがおられますので、お互いに話し合せて、下部組織とき
っちり話し合せてやってんのかどうかということを知りたい、何回も言うてますが、進捗状況
が1回も出てきていないから、その話をどっちの所長さんでも結構です、代表者でお願いし
たいと思っております。

吉村委員長 部長でもよろしいんですか。

寺田委員 あかん。

吉村委員長 寺田委員。

寺田委員 私は、所長と言うてる。部長が最終責任者でっしゃろ。最終は正副おられるねんけど、担
当の部長が最終ですやないか。当事者が現場の人間と話をしていますやんか。それ上がって
きてないんか。ちゃんと上げて、きっちり話をして、こういう方向づけてしていますという
ことが部長の方へ上がってきてまへんのか。上がってきてなかったから、あんた話でけへん
やんかい。そやから、私は所長の方からきっちり話をしてくれと。こんなん一番迷惑すんの、
市民でっせ。

それと、10月からもう予算計上せんなんやね。車が要んのやったら、車の計上せんならん。
人員配置増やさんなんかつたら、増やさんなん。それも何もなしで、こうしてある日突然に、
今みたいにぽんと補正が出ました、お願いしますわって。わし、こんな話は許しまへんで。
きっちり返答をください。期限切って、いつまでにこういう形で委員長に報告しますとか、
正副委員長に報告しますとか、きっちりやってほしい。

吉村委員長 所長、よろしいですか。増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井です。従前から寺田委員からのご指摘
をいただいております、新炉に伴う収集及び、いろんな業務の体制につきまして、今現在、
當麻クリーンセンター及び新庄クリーンセンターにおきまして、詳細についてまだ全て把握
をしきれている状態ではございません。

ただ、いろんなシミュレーションを考えながら、体制づくりにおけるごみの量とか収集地
域の変更のあり方、また収集体制のとらえ方、またし尿の収集に関する取り扱い等につきま
して話し合いをしながら、また両クリーンセンターでの調整等も行っております。だから、

前からご指摘をいただいております、前部長の際には来年の7月までに案をご提示させていただくということで、今、鋭意進んでいるところでございます。まだ、生野部長に対しても、その案につきましてはまだ提示できないような状況ではあります。再度これから内部でまだまだ詰めていかなければならないところもありますので、今しばらくご猶予のほどよろしく願いをいたしたいと思っております。

吉村委員長 寺田委員。

寺田委員 今、所長のお考えでは来年の7月。私、1年半前から言うてまんねんで。こんなもん、あんた市会議員をばかにした話ないで、これ。私は、市民が一番迷惑がかかるから心配して言うてまんねんで。あんたら、しかし、来年7月、来年異動あるから、異動したらしまいやいう気でおんのちゃうん。もうちょっと、責任取った行動をとってほしいわ。私は早うからお願ひしてんのに、1年半待ってて、何にも出てけえへんで。来年7月、こんなばかななめたような話、ないでっせ。もうちょっと真剣に取り組んで、ちゃんとやってほしいと思ひますわ。私は許しませんで、これは。聞き入れられん。もう待ってられんわ。進捗状況、途中でええから、ここまでこれやりました。こういうことをやっています、次にこういう方向でやっていますから、お願ひしますいう話ならわかりまっせ。今、話してまんねんで。1年半前から言うてるのに、今ごろ話して、どないなんのよ。声はなんぼでも大きくなるわ。委員長、違ひますか。

吉村委員長 全体に出せない部分もあると思ひますから。

寺田委員 いや、全体に出さんでも、ここまでやりました、これから今後どうします、いろいろ問題ありますやんか。山積したるやんかい。職員の給料も違うやろし、いろいろ問題ありますやんか、わしがさっき言うたように。車の手配もあるやろし、し尿処理の問題もあるやろし、ひっくるめてこういう形づけで、今ここまで来てまんねんと、委員長ね。今後どういうふうにしまんねんと、ここまで来てるからちょっと了解してくれいう話ならわかりまっせ。これ、一番大事な話やんか。だれが一番迷惑しまんねん、市民が一番迷惑しまんねんで。もうちょっと真剣に取り組んで、そんな来年の7月はあかんわ。春の予算委員会までにちゃんとやっぱりある程度のシミュレーションを出してほしいわ。

吉村委員長 市長。

山下市長 済みません。し尿、またごみ収集の職員全員と私も面談をさせていただきました。いろいろと話を聞かせていただきまして、まだなかなか最終的な収集体制について、その職員に対してどういふような形で提示をしていくのかということも、最終こっち側の決定の事項も決まり次第、職員に対して話をしますということをお話しております。生野部長も部長に就任をしてから、向こうの職員に対して話をしに行つて、いろいろと当然、新庄クリーンセンターと當麻クリーンセンターの給与の問題であるとか、収集体制の違いの問題、そこにいろいろな人間関係が絡んでまいりますので、かなりデリケートな問題でございます。それをどうやって収めていくのかということをお頭を悩ませながら、いろいろと考えておるところでございます。できるだけ早くご提示をさせていただいて、住民の皆さんに迷惑がかからないような形で提示をしていけるように努力をしてみたいと思ひますので、もうしばらくお待ちをい

ただきたいと思います。

寺田委員 はい。すんまへんな。しつこいようで。許してくださいや。

吉村委員長 いえいえ、どうぞ。

寺田委員 今の市長のご意見でしたら、上意下達みたいな言い方ですやんか。上からこういうふうに決めるさかい、そういうような形でやってくれという形ですやんか、話を聞いたら。私はそうやなしに、現場の意見を吸い上げて、現場の一番働きやすい状態をつくっていただいて、それを現場の人間がやってほしいと。それを部長、課長に上げて、それから市長に具申して、そこでしてもうて、これはこうやああやと。だから、途中のシミュレーションを出せる範囲で出してくれと言うてまんねやんか。何にもしてないんでっか。何もしていないのと一緒でっせ、こんなん。

吉村委員長 いや、今の話では市長の決定如何によってという感じやから。

寺田委員 違うがな。私が言うのは市長の決定も大事やけど、下からの従業員の積み上げの話を聞いていただいて、従業員がこういう話をしてまっせと、こういう方向づけですわと、これが一番私はベターやと思うという具申を、私はしてほしいと言いまんねや。市長みたいに、上から言うたかて、何もわからへんやん、現場のこと。現場のこと、一番わかっている人間は現場における責任者ですやないか。何のためにおりまんのよ。

吉村委員長 いや、市長はそしたら下からの報告は何も聞いていないんですか。
市長。

山下市長 全て私が把握しているわけではございません。ただ、職員の心情の部分というところで、新庄の職員、當麻の職員、それぞれの思いというものは聞いてはおります。ただ、思いの中でかなりの隔たりというものはあるというのも現場の担当している所長も十分に把握をしているところだと思います。しかしながら、細かい収集作業について、私が全部わかるかという、それはわかりませんので、生野部長を中心として現場の意見を参考にしながらまとめてきたものを、皆さんにできるだけ早く提示をできるように努力をしてまいりたいと思いますので、今しばらくお時間をちょうだいしたいと思います。

吉村委員長 寺田委員。

寺田委員 しばらくって、どのぐらい待ったらよろしいんか。1年半待ったらよろしいんか。部長、わかったら答えてください。

吉村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 寺田委員、ご指摘の件でございます。私も4月に就任いたしましたして、以前からの引き継ぎも受けておるわけでございます。以前から、寺田委員ご指摘のように、昨年度からるご指摘があったということも前部長から聞いております。その中で、4月、5月、6月、最終的には6月議会終了後に現場の方の会議にも出向いております。その中で当然、新炉建設に伴いまして、人員配置、いろいろあるわけでございます。新炉建設に伴いましては、もう後ろは決まっているわけでございます。その中で、先ほど市長が申しましたように、市長も全職員と面談をいたしました。

一番大きな問題につきましては、し尿収集かというように思います。その中で、今現在、

し尿の収集、職員として6名おるわけですが、その辺につきましては、私も何人かと面談もいたしまして、当然、し尿が委託になるのか直営になるのかということについても大きな問題でございます。一応、市の方針として今は、し尿については委託というような方向の中で、方向ということで、まだ決定ではないですけども、そういう中で説明をいたしております。そして当然、ごみに関しましてリサイクルセンター等が完成いたしますので、その中の作業の問題等もでございます。当然、職員の中で賄えるかという大きな問題につきましても、寺田委員ご指摘のように、早急に決めないと、もう平成27年3月という今の予定でございますので、稼働いたしますので、それまでには十分な人員配置をしなくてはいけないというのは重々わかっておるわけですが、最終的に6月末に現場の方に出向いたときに、一応、現場の所長と現場の職員が十分な話し合いを行って、部長に来ていただいて、そこそこ話ができる状態になれば、また部長がいつか出てきてくれというようなことを申すということがあって、私自身も2カ月余り、現場の会議には出向いていないわけですが、やはり目の前に迫っておりますので、早急に現場との打ち合わせにも私も参加いたしまして、早急に人員体制なり、車の体制等を整えたく思っております。

先ほど、所長が申しましたのは平成25年7月ということになりますと、まだ10カ月もありますので、やっぱり私としても最終、何ぼ遅くとも年度末にはそこそこのシミュレーションを示すような努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

吉村委員長 寺田委員。

寺田委員 部長のお言葉を信じまして、年度末ということで、そこまでに。委員会やなしに、正副の委員長さんにある程度のシミュレーションと打ち合わせをしてやっていただきたいということで、私の意見、終わります。

吉村委員長 理事者側の決定でないと、現場の方もちょっと計画も立てられないと思っておりますので、その辺はしっかりと打ち合わせをしていただきたいと思っております。

寺田委員 委員長、違うねんて、おれが言うてるのは。下から積み上げてほしいということ言うてるわけですわ。一番の末端の働いてはる人の意見を重要視してやったってくれと言うてるわけですやんか。

吉村委員長 そして、決定してほしいと。

寺田委員 それで、決定してほしいと。上から言われてやんのは、あかんねんて。言うたら、一番難しいとこやんか。そやから、十分コミュニケーションをとってもうて、意見を聞いてもうて、吸い上げてもうて、整理してもうて、それを部長が具申してもうて、裁量いただいて、あかんもんはあかん、ええもんはええと、そこで話をしてもうて、また話し合いをしてもうていうことをやっていただきたいと言うてまんねや。そんなん上からば一んと言うたら、ば一んときよりまっせ。

吉村委員長 市長、それは理解していただけますか。

寺田委員 だから、それをお願いしたいと、私は最初から徹頭徹尾言うてるわけですわ。頼んますわ、3月までに。

吉村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 十分、現場の意見を取り入れて。当然、現場の意見で全て決定するわけじゃございませんけども、市の方針等も提示いたしまして、職員の意見を十分聞きたいというふうに思っております。

なお、余談になるんですけども、先ほど来の技術管理者の件につきましても、私が現場の方の会議に出席いたしまして、こういうことになるという話の中で、講習等の説明もさせていただきました。その中で、私が行きたいと手を挙げた職員につきましても、参考なんですけども、し尿収集をしている職員の方から希望として上がっているようなこともありますので、今後やっぱりし尿とごみ等の問題もございますので、十分な話し合いを行っていきたいと思います。ご理解よろしくお願ひします。

寺田委員 お願いしますわ。

吉村委員長 ほかに何か。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ほかにないようでありましたら、本日はこのことについてはこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。當麻クリーンセンター解体に伴う業務処理については、事業の進捗などに伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、當麻クリーンセンターの解体に伴う業務の処理については、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査事項は終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

早朝より慎重審議いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、民生水道常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時37分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

民生水道常任委員会委員長 吉 村 優 子